

# 株式会社 みどり工学研究所「SESAMEシステム」サービス利用 契約約款

## 第1章 総 則

### (約款の適用)

第1条 株式会社みどり工学研究所（以下「当社」という）は、SESAMEシステム（以下「本システム」という）サービスの契約約款（以下「約款」という）を定め、これにより本システムを利用した各種サービスを契約者に提供します。

(SESAME : Sensory data transmission Service Assisted by MIDORI Engineering )

2. 本約款は、本システムを利用した各種サービス（以下「本サービス」という）をご利用される全ての契約者に適用されます。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合、約款の変更点については、適切と認められる方法で当社から契約者に対し事前に通知するものとし、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (協 議)

第3条 この契約約款に記載のない項目については、契約者と当社との協議によって定めます。

### (用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 通信サービス

本システムで利用する通信サービスとは、KDD I 株式会社提供のC I P L通信サービスをいう。(CIPL : CDMA IP Link サービス)

(2) 通信モジュール

C I P L通信サービスに適合した通信端末またはその搭載機器。

(3) SESAMEシステム

通信モジュールから送信されるセンサー情報をKDD I の通信サービスを經由してデータサーバに蓄積し、インターネットWeb を介して契約者に提供するシステム。

(4) 基本サービス

本システムを利用したサービスで、第6条（基本サービスの品目）に規定するサービス。

(5) オプションサービス

基本サービスに付加するサービスで、第7条(オプションサービスの品目)に規定するサービス。

## 第2章 サービスの内容

### (本サービスの種別と内容)

第5条 本サービスは、基本サービスとオプションサービスにより構成されます。

### (基本サービスの品目)

第6条 基本サービスにおいて提供されるサービス品目、内容は、次のとおりとします。

(1) データ管理サービス

通信モジュールから送信される情報をデータサーバに蓄積・保管するサービス。

(2) データ閲覧サービス

- データサーバに蓄積された情報をインターネットブラウザによって閲覧できるサービス。
- (3) データダウンロードサービス  
データサーバに蓄積された情報をインターネットブラウザを介してダウンロードできるサービス。

(オプションサービスの品目)

第7条 オプションサービスにおいて提供されるサービス品目、内容は、次の通りとします。

- (1) ログインID追加・変更サービス  
ログインIDとパスワードを追加・変更するサービス。

### 第3章 利用契約の締結

(最低利用期間)

第8条 契約の最低利用期間は**1ヵ月**とします。

(利用の申込)

第9条 本サービスの利用契約の申込は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

(利用契約の成立)

第10条 利用契約は前条の申込に対し当社が承諾したときに成立するものとし、契約者に通知します。

(申込の拒絶)

- 第11条 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込者が、第19条第1項各号(サービス提供の停止)の事由に該当するおそれが明らかなきとき。
- (2) 当社の業務の遂行上または技術上に著しく困難があるとき。

2. 前項の規定により本サービスの利用申込を拒絶したときは、当社は申込者にその旨を通知します。

(契約者による第三者に対するサービスの提供)

第12条 契約者が、本サービスを用いて第三者に独自のサービスを行う場合は、契約者は文書により当社に通知し、当社の承諾を得るものとし、この場合、契約者は当該第三者に対して、本約款に従うことを承諾させるものとし、契約者は当該第三者の行為に関しても本約款に基づく責任を負うこととなります。

(権利・義務の譲渡禁止)

第13条 契約者および当社は、相手方の承諾を得ずに本契約上のいかなる権利・義務も第三者に譲渡することはできません。

### 第4章 契約者側設備

(通信設備、接続環境等)

第14条 契約者は自己の負担において、本サービス利用のために必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク接続業者との契約、その他必要な設備を準備して本サービスを利用するものとし、

2. ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク接続業者との契約、その他の適合性により、本サービス

の一部または全部が利用できないことがあります。

(指定ソフトウェア等)

第15条 当社は本サービス利用のために、必要または適したソフトウェア等を指定することがあります。この場合、当社の指定に関わらず、契約者が他のソフトウェア等を用いた時は、本サービスを受けられないことがあります。

## 第5章 契約事項の変更

(契約者の氏名等変更)

第16条 契約者は、その名称、称号、代表者、住所、連絡先等、利用契約の申込書に記載の事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

(契約者の地位の承継等)

第17条 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、地位の承継をした者は、承継をした日から**30日以内**に当社所定の書類を当社に提出していただきます。

2. 当社は契約者について次の変更があったときは、その契約者またはその契約者の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、契約者の地位の承継があったものとみなします。
  - (1) 個人から法人への変更
  - (2) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
  - (3) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
  - (4) 契約者である法人格を有しない社団または財団の代表者の変更
  - (5) その他(1)から(4)までに類する変更

## 第6章 サービスの開始、停止、中止及び制限等

(サービス提供の開始)

第18条 当社は、通信モジュールに対して所定の情報を書き込んで活性化し、また当社からKDD I株式会社の管理サーバに所定の情報を登録した後に、サービスの提供を開始します。

2. サービスの開始は、使用契約の申込書に記載された日をもって行います。

(サービス提供の停止)

第19条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金等が支払期日を経過しても支払われないとき。
  - (2) 申し込みにあたって、虚偽事項の記載が明らかになったとき。
  - (3) 第40条（禁止行為）の規定に違反したとき。
  - (4) 前各号に掲げる事項の他、本契約に違反する行為で、当社の業務遂行等に支障を及ぼし、あるいは及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、上記の停止にあたり、事前に停止に関し契約者に通知するものとします。

(サービス提供の中止)

第20条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
- (3) 第21条（サービス提供の制限）の規定によるとき。

(4) 当社が接続契約を結んでいる電気通信事業者およびインターネット接続業者が、電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難になったとき。

2. 当社は、上記の中止にあたり、事前に中止に関し契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(サービス提供の制限)

第21条 本システムは、KDDI株式会社のC I P L通信サービス、およびインターネットを利用しています。このため、天災、事変その他の非常事態の発生により、これらの通信需要が著しく輻輳する場合があります。このような場合、本システムの一部あるいは全部の利用ができなくなることがあります。

2. 通信モジュールからのデータ送信は、機器設置場所の通信環境によって、天候、磁気等の影響を受ける場合があります。このような場合、データがサーバに未到達となり、結果的に本システムの一部あるいは全部が利用できなくなることがあります。
3. 契約者の責任による通信モジュールの設置に起因し、データがサーバに未到達となる場合があります。結果的に本システムの一部あるいは全部が利用できなくなることがあります。
4. 前項の事態に関し、当社は一切責任を負いません。

## 第7章 サービスの廃止

(サービスの廃止)

第22条 当社は、都合により本サービスの一部または全部のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は前項によりサービスを廃止するときは、あらかじめ契約者に対し、その旨を通知します。

## 第8章 利用契約の解除、終了、延長等

(契約の解除、終了後の措置)

第23条 契約者の都合により本サービスの契約を契約満了日前に解除する場合、当社に対し解除日の**1カ月前**までに書面で通知するものとします。ただし、最低利用期間を経過せずに解除することはできません。

2. 契約者は、解除の場合を含め、契約の終了日から起算して**1ヶ月以内**に、契約者のデータをデータサーバからダウンロードするものとします。
3. 前項記載の期間の満了時以降、契約者のデータがデータサーバから消去され、あるいは紛失しても、当社は何ら責を負わないものとします。

(契約の延長)

第24条 契約者が、契約満了日までに本サービスの契約解除を書面で通知しない場合は、契約解除の通知があるまで契約を延長するものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第25条 当社は、契約者が第19条（サービス提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された場合は、その利用契約を解除することがあります。

2. 当社は、契約者において手形の不渡りまたは破産申し立て等の理由により債務の履行が困難になったときは、利用の停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. その他当社が契約者として不適当と判断したときは、利用の停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
4. 当社は、前項の規定により、利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨をお知らせします。

## 第9章 料金等

(課金開始日)

第26条 本サービスの**課金開始日**は、本サービスの契約開始日とし、当社は、本契約成立後に契約者に発送する契約書において、この日を記載します。

(料金の支払い義務)

第27条 契約者は当社に対し、初期設定費用および月額使用料等を「別表」記載の通りお支払いいただきます。

2. 第23条（契約の解除、終了後の措置）に伴う月額料金の日割清算は行わないものとします。

(料金の支払方法)

第28条 契約者は、本サービス料金を当社が指定する期日までに当社の指定する方法により当社あるいは当社指定の金融機関に支払っていただきます。

(延滞の取り扱い)

第29条 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務の支払いについて、支払期日を経過しても支払わない場合、当社は契約者に対して、当社の指定する方法で利用料金その他の債務の支払いを請求することができるものとします。この場合、支払期日を経過した日から、**年14パーセント**の遅延損害金を申し受けます。

## 第10章 データの取り扱い

(契約者のデータの権利)

第30条 契約者の蓄積データの**著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。**

(契約者のデータの義務)

第31条 契約者は、本サービス利用のための必要な情報を当社に提供するものとします。また、契約者は本サービス利用のために当社から提供されたログインID、パスワード等の情報を管理する責任を負います。

2. ログインID及びパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を当社は負いません。
3. ログインID及びパスワードを失念した場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
4. ログインID及びパスワードの再発行に際しては、**オプションサービス料金**をお支払いいただくことがあります。

(データの保管)

第32条 当社は、データサーバに蓄積された契約者のデータを保管します。ただし、その期間は契約期間および契約の終了日から**1ヶ月程度**とします。

(データのバックアップ)

第33条 当社は、サーバの故障・停止時の復旧に備えて契約者の蓄積データの複写を保管することができます。

2. 複写データの保管は、原則契約期間および契約の終了日から**1ヶ月程度**とします。

(契約者の個人情報の第三者への開示)

第34条 当社は、本サービスの提供のために必要な範囲において、業務の実施を委託する提携先等（以下「グループ会社等」という）に契約者の個人情報を提供することができるものとし、契約者は予めこれを了承するものとします。この場合、当社が契約者に対して負担する義務と同等の義務をグループ会社等に課し、これを遵守させるものとします。

(サービスの第三者委託)

第35条 当社は、本サービスの提供のために必要な範囲において、業務の実施を第三者に委託することができます。この場合、当社は当該第三者に対し、本契約に基づき当社が契約者に負う義務と同等の義務を遵守させるものとします。

## 第11章 機密保持

(機密保持)

第36条 契約者および当社は、本契約の締結および実施に当たり知り得た相手方の機密事項を、契約期間、契約終了後を問わず、第三者に漏洩してはならないものとします。

(契約者の個人情報の利用)

第37条 当社は、契約者の個人情報については、以下の各号の場合を除き、本サービスの利用または契約者との連絡の手段として以外は利用いたしません。

- (1) 契約者の承諾を得た場合。
- (2) 契約者に有益と思われる機器の紹介、サービス等の情報を電子メール、ダイレクトメール等で通知する場合。ただし、契約者から取りやめるよう連絡を頂いた場合、当社は直ちにかかる配信、配送等を取りやめるものとします。
- (3) 個人を識別あるいは特定できない状態（統計的データなど）に加工して利用する場合。
- (4) 法令等により提供を要求された場合。

(契約者の個人情報の保護)

第38条 前条に定める場合を除き、当社は契約者の承諾無く個人情報を開示・提供または漏洩せず、また個人情報の滅失・毀損等の防止のために必要な処置を講じるものとします。

## 第12章 免 責

(免責事項)

第39条 当社は、本システムの正常な運営に努めますが、運用の中断、停止などによって契約者に損害が生じたとしても、当社は一切その責を負いません。

2. 当社は、契約者が本システムによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証致しません。

3. 本システムの利用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当社は損害賠償その他一切の責を負いません。

### 第13章 禁止行為

(禁止行為)

第40条 契約者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為をしないものとします。契約者が以下の各号に抵触する行為を行っている当社が確認した場合は、当社は契約を解除することができます。

- (1) 他の契約者または第三者もしくは当社の著作権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権等の知的財産権、並びに肖像権等の人格権の侵害
- (2) 他の契約者または第三者もしくは当社への誹謗、中傷
- (3) 他の契約者または第三者もしくは当社に不利益を与える行為
- (4) 公序良俗に違反するもの、もしくは違反する恐れのある行為
- (5) 法令に違反するもの、もしくは違反する恐れのある行為
- (6) 本サービスの運営を妨害する行為

### 第14章 雑 則

(合意管轄裁判所)

第41条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、当社所在地を管轄する裁判所を契約者と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

この契約約款は、平成19年10月01日より効力を発するものとします。

別表 サービス料金

(1) 前提条件と利用料金

- ① 通信モジュール1台当りで示されています。
- ② 1日の送信回数は、標準として6回（0時、4時、8時、12時、16時、20時）に設定されますが、変更は可能です。

表-1 利用料金（税込）

費用	内容	金額
初期設定費用	SESAMEシステム設定費	5,250円
月額使用料	通信料（送信回数200回までの場合）	3,150円
その他手数料	ID/パスワード追加・変更等	525円

(2) 留意事項

- ① 通信料は、データ量により変わります。
- ② 上記標準通信料は、水位計データ通信を想定。
- ③ 表-1の「月額使用料」は、送信回数とデータ量（パケット数）によって、以下のような超過料金が発生します。

表-2 超過料金（超過料金には別途消費税が必要）

送信回数 パケット数	200回まで	200回を越えた場合
6,000パケットまで	超過料金なし	超過料金 =越えた回数×5円
6,000パケットを 越えた場合	超過料金 =越えたパケット数×0.2円	超過料金 =越えた回数×5円 +越えたパケット数×0.2円

- ④ 表-2の「送信回数」、「パケット数」は、KDDI/C IPL通信サービスのログ情報によります。契約者が実際にダウンロードするデータの件数やデータ量とは異なる場合があります。

「送信回数」が実際と異なるのは、以下のような理由によります。

- ・通信状態などによって正常な通信ができなかった場合でも、1回の送信としてカウントされます。
- ・機器の設置状況や何らかの不具合などによって正常な通信ができなかった場合でも、1回の送信としてカウントされます。

「パケット数」が実際と異なるのは、以下のような理由によります。

- ・1回の通信で、ユーザデータの他に通信制御用のデータが約400～500バイト付加されます。
- ・正常な送信ができなかった場合でも、通信制御用のデータはカウントされます。

ここで言う「パケット数」とは、KDDI/C IPL通信サービスで規定されている

$$\text{パケット数} = \text{データのバイト数} \div 128 \text{バイト}$$

で算出される値です。



- ⑤ 月額使用料は、1契約当たりの台数により、台数割引を行います。  
下記の表を参照下さい。

表-3 1契約当たりの台数割引(税込)

1契約あたりの台数	1台当りの割引後 月額使用料(円)	割引率(%)
1~49	3,150	0.0
50~	2,835	10.0

- ⑥ 台数割引は「初期設定費用」には適用されません。  
⑦ 台数割引は「超過料金」には適用されません。

- 以 上 -